

清瀬市 20 歳のつどい衣装レンタル等事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「清瀬市 20 歳のつどい」で着用する振袖等レンタル衣装を事業者に協力を得て連携を図ることで廉価に提供できるよう調整し、かつ、レンタル料の一部を市が補助することで、清瀬市への郷土愛意識を高めて若年層の市民の定住を促進するため、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助の対象となる者（以下「対象者」という。）は、以下の者とする。

- (1) 当該年度における「清瀬市 20 歳のつどい」の対象者
- (2) 清瀬市に住民登録があつて世帯全員の当該年度の住民税均等割が非課税である世帯に居住する者
- (3) 第 1 号及び第 2 号に該当するものにおいて、住民税が課税されている者の扶養を受けている（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による青色事業専従者及び事業専従者を含む。）場合は対象外とする。

(補助金の交付申込み)

第 3 条 市長は、補助金を受けようとする者（以下「申込者」という。）に清瀬市 20 歳のつどい衣装レンタル等補助金交付申込書を指定する日までに提出させるものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、必要な書類の添付を求めるものとする。

2 市長は、前項の申込書の内容に疑義が生じた場合は、公簿等により確認することができるものとする。

(補助金の交付決定)

第 4 条 市長は、前条に規定する申込書の提出があつたときは、その内容を審査し、速やかに交付の適否を決定するものとする。

る。

- 2 市長は、交付の適否を決定したときは、清瀬市20歳のつどい衣装レンタル補助金交付（不交付）決定通知書により、速やかに申込者に通知するものとする。

（申込者の費用負担）

第5条 申込者が振袖等レンタル衣装事業を利用するときは、市と協定を締結した振袖等レンタル衣装事業者（以下「レンタル衣装事業者」という。）に1万円を納付させるものとする。

- 2 振袖等レンタル衣装事業の利用は、当該年度における「清瀬市20歳のつどい」の申込者1人につき1回限りとする。

（交付決定の取消し等）

第6条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者がいるときは、交付決定の取消しをすることができる。

（式典の中止及び自己都合によるキャンセル等）

第7条 市が主催する清瀬市20歳のつどい式典が自然災害等で中止となった場合は、申込者の納付金（第5条に規定する1万円をいう。）はレンタル衣装事業者が返還する。

- 2 申込者の自己都合によりキャンセルがあった場合は、申込者が納付した1万円は返還しないものとする。この場合において、申込者に従前納付した1万円を超える負担は生じない。

（譲渡又は担保の禁止）

第8条 この要綱による補助金を受ける権利は、譲渡又は担保に供してはならない。

（賠償）

第9条 申込者は、レンタルした衣装等を紛失又は破損等した場合は、その物品の相当額をレンタル衣装事業者に弁償するものとする。

（委任）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し
必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。